

加賀越前エリアの観光魅力発信事業 仕様書

1. 目的

石川県および福井県並びに加賀越前地域の市町ほか関係団体で構成する加賀越前広域観光推進協議会（以下、「協議会」という。）事業の一環として、加賀越前地域8市町（石川県小松市、加賀市、白山市、福井県大野市、勝山市、あわら市、坂井市、永平寺町。以下「加賀越前エリア」という。）の魅力を全国に向けて発信することにより、認知度向上を図り、エリアへの誘客につなげる。

2. 委託業務名

加賀越前エリアの観光魅力発信事業

3. 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 事業内容

(1) 協議会公式インスタグラムを通じた情報発信

既存の公式インスタグラムアカウント（アカウント名：echika_miryokutabi アカウントURL：https://www.instagram.com/echika_miryokutabi/）を運用し、加賀越前エリアが持つ観光素材を主なターゲットとする若い世代やファミリー層に向けた効果的な情報発信案を提案すること。なお、事業実施にあたっては、下記①～③の条件を満たすこと。

① 投稿の回数

- ・投稿については、令和7年8月以降、週1回以上行うものとし、アカウントの閲覧状況を見ながら、委託者と協議の上、最適な投稿回数を維持するものとする。
また、本協議会から題材指定等があった場合は追加対応すること。
- ・投稿にあたっては、加賀越前エリア8市町のバランスにも配慮すること。
(なお、配慮にあたっては8市町均等な投稿数や露出を求めるものではない)

②記事の作成等

- ・記事の作成にあたっては月ごとの投稿スケジュールを作成し、前月20日までに本協議会に提出すること。
- ・通年又は季節やイベントなどの時季に応じたテーマを設定し、企画、取材、原稿執筆および写真撮影等を行い、記事を投稿すること。

なお、本協議会との協議により、本協議会構成市町や施設等から写真の提供を受けることも可とする。なお写真の使用許可については、受託者にて実施すること。

また、本協議会から題材指定等を受けて実施する投稿依頼があった場合は追加で行うこと。

- ・投稿する写真や動画は、加賀越前エリアで撮影されたもので季節感のあるフォトジェニックなものを使用することを基本とすること。
- ・文章には、ターゲットに訴求し、拡散やフォロワーの増加に効果的な#ハッシュタグを用いるとともに、写真が検索しやすいような工夫をすること。その中には必ず「#加賀越前」「#越前加賀」を用いること。
- ・リポストについては、撮影投稿者への許可を得た上で使用することは可とする。
- ・投稿に際しては、受託者が自治体担当者等に投稿の内容確認を行うこと。
- ・投稿内容については、必ず事前に本協議会事務局の了解を得ること。

③その他

- ・公式インスタグラムが有効なP Rツールとなるよう、年間を通して活性化させ、フォロワーの拡大を狙うこと。
- ・フォロワー拡大施策としてキャンペーンなどの企画を提案すること。
- ・公式アカウントおよび投稿記事の拡散状況等、ターゲットへのアプローチについて、取り組みの効果を検証し、その結果報告および課題の可視化を行い、発展性を持った効果向上提案等を実施すること。
- ・投稿に対しコメントがあった場合は確認の上、返信が必要であれば本協議会と協議のうえ、実施すること。
- ・参考として、年度末におけるフォロワー数の目標値を記載すること。

(2) インフルエンサーを活用したS NSによる情報発信

登録者数が十万人程度以上のインフルエンサーを2名以上起用し、各公式チャンネル、公式アカウントに加賀越前エリアの観光スポットをP Rする動画・写真等の投稿を延べ2回以上行うこと。なお提案にあたっては下記①～⑥の条件を満たすこと。

- ①起用するインフルエンサーについてテーマ、ターゲットを明確にすること
- ②起用するインフルエンサーを全て示すこと
- ③起用するインフルエンサーのフォロワー数やチャンネル登録者数等を記載すること。
- ④招へいするインフルエンサーのうち1名はインバウンド向けとすること（本業務におけるインバウンド向けインフルエンサーとは、在日外国人等で、日本語以外の言語で海外に向けた発信を行うなど、海外に影響力を持つインフルエンサーとする。）
- ⑤取材コースの企画にあたっては、本協議会および招へいするインフルエンサーと十分協議しながら進めること。
- ⑥過去3年以内に旅行系等のインフルエンサーをキャスティングした実績があれば示すこと
- ⑦最終的に起用するインフルエンサーは本協議会事務局と協議の上決定すること。
- ⑧インフルエンサーの旅行に合わせ協議会のS NSにおいてもタイアップ記事の掲載や、旅行の裏側など関連記事を掲載するなど協議会S NSと連携したクロスプロモーションを実施すること。

(3) 東京都・大阪府における加賀越前エリアの広報宣伝

1) 東京都で観光誘客イベントを開催または東京都で開催されるイベントへ参加し、本協議会の構成員である各団体と連携して加賀越前エリアの魅力を発信すること。

- ① 時期：令和7年10月から令和8年2月までの土日または祝日を含む2日間以上
- ② 場所：東京都の商業施設等のイベントスペースもしくは、東京都で実施されるイベントへの出展
- ③ 実施内容

- ・加賀越前エリアの魅力発信（例：観光P R、特産品販売・試食）
- ・その他賑わい創出につながる催し
- ・実施対象は都市部の住民・訪問者（旅行関心層、子育て層、若年層、訪日外国人等）とし、加賀越前エリアに対して旅行行動機の喚起や購買行動につながる設計とすること。
- ・出展型イベント、商業施設タイアップ、飲食店コラボ、メディア連動企画、ポップアップ展開など、手法の選定は自由とする。

④ 広報宣伝

- ・イベントへの誘客促進を図るため、メディアの活用および施設等における事前告知など事前のプロモーションを行うこと。
- ・イベントの告知にとどまらず、今後の観光誘客につながる仕掛けを提案すること。

⑤ 事業効果が可視化される仕組みの構築

定量的・定性的指標を用いた効果検証設計を行い、事業効果を可視化すること。

(例)

- ・接触数（来場者数、来店者数、SNSインプレッション等）
- ・反応数（フォロワー数増加、アンケート回答数、動画再生回数等）
- ・行動喚起（クーポン利用、旅行サイト遷移数、EC購入、資料請求数など）
- ・SNS拡散（投稿数、エンゲージメント率など）
- ・その他独自の評価指標

⑥ 提案内容に含める要素

- ・企画趣旨および想定ターゲット
- ・実施概要（期間・エリア・催しの内容・想定集客数など）
- ・情報発信・訴求内容の構成
- ・事業効果の測定方法

2) 大阪府での加賀越前エリアPR出向宣伝

令和7年10月から令和8年2月までの間で大阪府で開催されるイベントもしくは、主要駅など人通りの多い場所に観光PRベースを設置し、本協議会と連携して加賀越前エリアをPRすること。（土日または祝日を含む2日間以上）

○提案内容に含める要素

- ・実施概要（期間・エリア・想定集客数など）
- ・効果的にPRするための手法
- ・事業効果の測定方法※（3）①～⑤を参考に

（4）カーユーザーに向けた域内周遊施策

三大都市圏から新幹線で訪れた観光客（レンタカー利用者）やマイカー利用の観光客をターゲットとして、加賀越前エリアで域内周遊を促すことができるよう、カーユーザー向け周遊施策の具体的なコンテンツ内容について提案すること。

また、加賀越前エリアの周遊を促すとともに、観光客の属性・行動などを分析できる提案とすること。

（5）独自事業

（1）～（4）以外で、受託者において実施する独自事業があれば提案すること。
なお、独自事業についても契約金額に含めて実施すること。

5. 委託予定金額

8,500千円以内（消費税および地方消費税を含む）

※各事業に係る予算目安（独自事業についても契約金額に含めること）

協議会公式インスタグラムを通じた情報発信	1,000千円
インフルエンサーを活用したSNSによる情報発信	1,500千円
東京都・大阪府における加賀越前エリアの広報宣伝	2,500千円
カーユーザーに向けた域内周遊施策	3,500千円
計	8,500千円

6. 実施計画書および実施報告書

- (1) 本業務の委託契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、委託者と協議を行った上で決定し、業務を実施するものとすること。撮影許可や取材依頼などが必要な場合は、可能な限り委託者が協力すること。
- (2) 本業務の完了後、速やかに実施報告書を作成し提出すること。

7. その他

- (1) 本業務において、写真や映像撮影等での謝礼が必要な場合の謝礼、交通費等は受託者において全ての手続きを行い、その経費を負担する。ただし、委託側の要望で謝礼が必要となった場合にはこの限りではない。
- (2) 本業務の遂行に際しては、企画提案書を基に、事業内容・実施手法等の内容について、修正・調整等を行う場合があるものとする。